

大災害時に備えた我が国危機管理機能の バックアップ体制に関する研究

(災害広域支援構想のあり方とあわせて)

中間報告書

2007年3月



(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構
安全安心社会研究所

はじめに

「大災害時に備えた我が国危機管理機能のバックアップ体制に関する研究（災害広域支援構想のあり方とあわせて）」（座長秋月謙吾上級研究員、京都大学教授）は、2006年9月安全安心社会研究所の調査研究プロジェクトとしてスタートした。

阪神・淡路大震災の経験をもとに、東海・東南海地震や首都直下地震に関する被害推定を踏まえ、首都被災時に備えた分散的危機管理システムの整備方法や、首都を含む広域災害発生時の危機管理および広域支援のあり方について研究し、解決策を提言することが目的である。以下は、このプロジェクトの2007年3月までの半年間の成果を記録した中間報告である。

2005年7月内閣府の中央防災会議は「首都直下地震対策専門調査会」報告を了承した。この報告では、一定の想定の下に、首都直下地震の被害を、死者数5000～11000人、経済被害を112兆円と推定している。また、中央防災会議は2007年2月より「首都直下地震対策専門調査会」を始動させている。これらの調査の特徴は、首都が機能不全に陥ったときの影響は全国および国際的に及ぶことを指摘しながらも、被害状況および復興対策について首都からの視点を中心に検討していることである。

これに対して当プロジェクトでは、主として地方の視点から大災害等における首都機能不全の影響を分析し、危機管理機能の分散体制構築の重要性を主張しようとしている。プロジェクトの初年度では、災害からの復興過程を多角的に検討し、通信情報セキュリティの観点から首都機能のバックアップのあり方についても検討した。政治的命命令系統復元の問題や経済データ、企業機能等のミラー配置の問題についても議論が交わされている。

このプロジェクトは2008年3月まで続けられる。今後は引き続き多用な首都機能の危機におけるバックアップのあり方について分析を続け、非常事態から平時への収束過程も含めて、現実的な方向性を示すことを課題としたい。

安全安心社会研究所所長
林 敏彦

大災害時に備えた我が国危機管理機能のバックアップ体制に関する研究
(災害広域支援構想のあり方とあわせて)

研 究 体 制*

研究責任者

林 敏彦 安全安心社会研究所長

担当研究員

入江 寿大 安全安心社会研究所研究員

研究会委員（五十音順、○は研究委員長）

○秋月 謙吾	安全安心社会研上級研究員
伊藤 滋	早稲田大学特任教授
大西 裕	神戸大学教授
貝原 俊民	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長
河田 恵昭	人と防災未来センター長
志方 俊之	帝京大学教授
高橋 文昭	総務省情報セキュリティ対策室長
東田 雅俊	兵庫県防災監
室崎 益輝	消防庁消防研究センター長

* 所属・肩書きは、研究会執行当時。

目 次

はじめに.....	1
第1章 研究主題と問題関心.....	5
第1節 研究主題の設定.....	6
第2節 問題関心の所在.....	7
第2章 個別領域から見た危機管理機能のバックアップ体制構築問題.....	9
第1節 災害からの復興過程.....	10
第2節 通信の情報セキュリティと首都機能.....	13
おわりに.....	15

■ 第 1 章

研究主題と問題関心

第1節 研究主題の設定

本研究プロジェクトの主題は「大災害時に備えた我が国危機管理機能のバックアップ体制に関する研究（災害広域支援構想のあり方とあわせて）」である。すなわち、多岐にわたる首都機能の中でも特に危機管理機能に注目し、大災害時にそうした機能が不全を来した際に、いかに迅速かつ的確に被害への対処と復興の指揮を行うシステムを確保し、作動させるか、についての調査研究を行うものである。また、災害が地方自治体の枠を越えて広範囲に及んだ場合に、危機管理および広域支援をいかに行うか、という課題にも取り組む。なお、調査研究にあたっては、地方の視点を重視する。

こうした研究主題の設定は、本プロジェクトの母体である、(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構・安全安心社会研究所の設立趣旨と問題意識とに導かれて、なされた。当機構は「安全・安心なまちづくり」と「共生社会の実現」に資する調査研究を行うことを、そのミッションとする。本プロジェクトはこのうち前者を念頭に、関連する問題領域群のなかから、安全・安心の一層の増進を可能にする政治行政システムの在り方の検討、という課題を選択した。

他方、われわれはその立地に由来する二つの問題意識を当初より有している。一つは阪神・淡路大震災を経験した神戸の地に立つシンクタンクとして、その経験を総括・検証して次代に伝える責務があるが、そうした取り組みは未だ十分ではない、という意識である。より具体的には、建築等のハード面と政治行政システムなどのソフト面とでは、取り組みと進捗の度合いに非対称性があり、後者について、とりわけ大災害時の十全な危機管理・広域支援機能発揮を担保するシステム作りの試みを強化する必要がある、という問題意識である。

もう一つは、地方を拠点とするシンクタンクとしての属性を活かした調査研究を推進する必要がある、という意識である。換言すれば、従来の日本のシンクタンクと同様に中央の視点から調査研究を行うのではなく、地方の目で問題を捉え直すという試みにこそ、存在意義を見出すべきではないか、という問題意識である。

かくて、大災害時の危機管理の態様を地方の視点から検討する、という主題が立ち現れた次第である。

以上のような主題設定の経緯から、本プロジェクトは調査研究の最終成果として、上記の目標達成に資すると目される諸政策の提言を積極的に行うことを目指すものである。また同時に、そうした政策提言により説得的な裏付けを与え、拠って立つ議論の土台を一層強固なものとするため、諸概念や諸原理の精緻な再検討を通じて、通常の政策立案過程においていわば常識とされてきた事柄をも学問的立場から洗い直すことも企図する。現実と切り結ぼうとする姿勢を共有するかぎり、アカデミックな調査研究とプラクティカルな政策形成とは、二律背反的な関係ではなく補完関係にある、と考えるためである。

第2節 問題関心の所在

我が国の首都である東京には、国会を中心とする立法機能、中央官庁を中心とする国家行政機能、官邸を中心とする危機管理機能、外務中枢や在外公館などに関する外交機能、防衛中枢機能、国家予算にかかわる財務機能、国家機密、さらには国際的集積としての経済金融機能等が集中している。そのような重要な諸機能が、大型の災害が発生した場合でも失われないようにするためには何が必要か。この問いの重要性は誰しも認めるところであろう。

では、その対処法についてはどうか。一般には東京、とりわけ国の中核機能が集積する区画に重点を置きつつ、災害に対する耐性を高める、という方策が唱えられることが多い。近年では、中枢が万一機能不全に陥った場合の備えとして首都圏の周縁にバックアップのための設備を用意する、という試みもなされつつある。しかし、それらとて中央の機能のバックアップは中央で、という従前からの発想の根幹に変わりはない。

それに対し本プロジェクトは、本当にそれだけで十分なのか、という問いを発することを、その出発点に据えている。われわれがそうした疑問を抱くには、二つの大きな理由がある。第一は、災害に関する事前の想定は、往々にして裏切られるからである。阪神・淡路大震災における揺れの激しさと被害の大きさは、ともに想定外のものであった。第二は、上記のような方策は、あくまで東京の視点から考案されたものに過ぎないからである。そこに、実体としての地方という存在と、その地方へ実際に及びうる影響についての十分な考慮の跡は見取れない。

これら二点を併せて考えを進めたとき、中央のバックアップは中央で、という考え方の孕む問題が浮かび上がる。すなわち、集積する機能のバックアップ体制もまた集積させてしまうことは（しかも、当の機能が集積している地で）、地方を視野に入れた日本全体としての災害にまつわる諸々のリスクを低減させ得ないのではないか、という問題である。この点を重視したとき、つまり地方にとってより安全・安心で、日本全体にとってのリスクの縮減に繋がるようなバックアップ体制を構想しようとする時、考える代案は、首都機能の分散化、あるいは選択的バックアップ、といった方向で構想されることになるであろう。

国家の中核機能をバックアップする体制をいかに構築するか、という問題は多岐にわたる論点を含むものであるが、本研究プロジェクトが、災害をはじめとする緊急時にとりわけ枢要となる危機管理機能に焦点を絞り、首都自体が想定を超える被害を蒙って機能不全に陥った際に、地方がいかに中央の危機管理機能をバックアップするか、というかたちで問いを立て、調査研究を進めるのは、以上のような問題関心に因っている。

では、実際に調査研究を進めてゆくにあたり、こういった点を掘り下げてゆくべきか。これについては、第1回の研究会において上記の問題関心を敷衍しつつ議論することにより、以下のような諸論点が浮かび上がった。

(原理的問題)

・危機管理を中心とする首都機能を論ずる際には、「そもそも首都とは何ぞや？」あるいは「首都が果たす機能とは何か？」といった根本的な問題に立ち返り、考察を深める必要がある。

・大災害への備えに関するスタンス、あるいは「安全・安心とは何か？」についても、より突き詰めて考えを深め、前者については21世紀の都市文明の在り方にも繋がるような哲学乃至グランドヴィジョンの彫琢を、後者についてはより実のある概念化を目指すべきである。

(政策提言)

・実務に携わる者からすると、危機管理についての研究・議論は種々あれど、被害の個別のケースを想定した具体的な対応に関する議論と準備は、甚だ心許ない。本研究プロジェクトは、こうした点を踏まえ、現場への実効的な提言に資するような調査研究となるよう留意すべきである。

(政治行政システムの設計思想)

・危機が発生した際に確実にバックアップ機能が作動するためには、平時からシステムを動かしておく必要があるのではないか。この点を敷衍すると、平時の行政システムに関する調査研究や政策提言をも視野に入れた方がよい。

・上記の論点に関連して、一元的指揮命令システムの保持（意思決定機関の複数化の回避）の観点から、平時のシステムから緊急時のバックアップシステムへの切り替えの難しさにも留意すべし。また、法や官僚制が本質的に規格化・ルーティンワークの枠組み設定の性向を持つ以上、そうした規格・枠組みが想定しない緊急時に対応するための法・制度整備という問題が孕む矛盾にも目を向けるべし。これらの諸点から、法・制度の整備のみならず、訓練等を通じての、運用面での備えの必要性も浮かび上がるであろう。

(方法論)

・調査研究の質を高めるため、以下の二点について、比較の視点を取り入れるべきである。第一に、諸外国の事例。米国のワシントンD.C.の首都機能やFIMAによる危機への対処の事例、あるいは韓国の首都機能バックアップ体制の整備状況など、各国の規模や制度配置、歴史的な脈などを考慮しつつ、参照すべし。第二に、テロ等の人為的災害も、その結果生じる混乱と被害への対応という点では参考にすべき点も多いと思われるので、比較の対象に入れるべし。

本プロジェクトは、以上の諸点に留意しつつ、調査研究を進めてゆくこととなる。

■ 第 2 章

個別領域から見た危機管理機能の
バックアップ体制構築問題

前章において概観した調査研究のセッティングを踏まえ、平成18年度は、「災害からの復興過程」と「通信の情報セキュリティと首都機能」という二つの問題を取り上げ、専門家を招いてお話を伺うとともに、危機管理機能のバックアップ体制構築の観点から議論を行った。

第1節 災害からの復興過程

第2回の研究会は、京都大学防災研究所のデビッド・マメン客員教授をお招きしてご講演いただき、その内容をもとにディスカッションを行った。

マメン教授は行政学、特に都市計画がご専門で、ニューヨークの行政問題研究所・所長を長年お務めになり、近年では、同市に甚大な被害をもたらした2001年の9・11テロ後の復興につき、精力的に研究されている。プレゼンテーションでも、9・11後のニューヨークの復興過程とその諸問題について、お話しいただいた。また、同氏は阪神・淡路大震災にも、はやくからご関心を持たれ、1995年春には臨地調査を行い、5年後の復興検証作業の折にも検証委員として、これに参画された。そのため、ディスカッションにおいては、ニューヨークと阪神淡路、双方の復興過程を比較しつつ、活発な議論がなされた。具体的な論点は、以下の通り。

1. プレゼンテーション

； The Values of Recovery: Learning from New York after 9/11/01

・災害からの復興の過程は、より広い視野から捉えられるべきものである。

復興計画において、どういった復興後の姿を到達すべき「目的地」として選ぶのか、という問題に関して、単に災害で損なわれたり失われたりした機能の回復や建物の再建といった中・短期的な目標だけでなく、将来の災害に対する備えという長期的なヴィジョンをも併せて、多角的に検討する必要がある、と考える。また、そうした目的の達成についても、誰が主体となって権限を行使し、どういった方法で実現するのか、といった問題に関しては、立場によって意見が異なるであろう。したがって、復興過程とは、複数の価値の並存と（局面によっては択一せざるを得ない）対立という問題をはらんだ多面的な現象であり、様々な視角からの接近と分析とが必要である。

こうした立場から本報告では、復興過程を、単にハード面での物理的な再建過程として見るだけでなく、経済の回復過程、及び、社会的な諸機能の（再）活性化の過程、としても捉える枠組みを採用する。

・上記の枠組みからは、以下のような諸価値を巡る問題が見て取れる。

①官の責任と民の責任、公と私の問題。テナントや共同所有等、被害を受けた建物によっては複数の主体が関与していたため、再建の責任がどの主体にあるのか、が問題になった。

②政府組織と非政府組織の問題。ニューヨークには専門的知識をもつNGOやNPOが数多く存在し、それらが協調して経済的復興の原則や施策を早期に打ち出し、それが

政府の政策に取り入れられた。

③専門家と一般人の問題。両者の有する知識や志向の相違から、専門家の諸提案は、一般市民の容易に受け入れるところとはならず、復興計画への一般市民の参画の高まりと相俟って、意見の集約は困難を極めた。

④政府間・政府内関係の問題。官内部にも連邦・州・市、と複数の主体があり、各主体のなかにも様々な部局がある。役割や方針はそれぞれに異なるため、政府間の調整問題を検討するには、復興過程の個別の局面ではどこが最終的な権限を有し、誰がそれを行なったのかを見極める必要がある。

⑤被害者と遺族の生活復興の問題。金銭面での補助は必要だが、画一的に給付するだけでは復興は脆弱なものにとどまる。そうした諸プログラムが生きてゆく活力の回復に繋がるよう、各個人の状況に即した利用をアドバイスし、政府・個人の間で社会的な手助けを行う中間的存在が必要。

⑥復興のペースの問題。一日も早い復興計画の策定・実施優先か、計画検討に時間をかけ慎重に復興を進めるか、を巡っても意見が分かれた。この問題は、経済状況の変化や政策決定過程の在り方（透明性）などとも関わり、なお各々の長短を検討する必要がある。

・こうした諸点の分析に基づくニューヨークの復興過程に関する理解は、普遍的な教訓を含むものであり、それらが、災害に見舞われた他の諸都市における復興に向けての努力の一助とならんことを切に願う。

2. ディスカッション

報告に続く質疑応答と議論における主な論点は以下の通り。

・ニューヨークと阪神淡路では、ともに民の側からの復興過程での参画が活発であったが、その態様には、後者が地域住民のネットワークがコミュニティの中心であったのに対して、前者は専門的知識や価値理念を共有する人々が形成するネットワークがそのコアをなしていた。

・ニューヨークでの現実の復興過程においては、州政府が非常に強い役割を与えられたが、これはアメリカの行政システムの構造的特質（ステート≒国家としての州）に由来するだけでなく、市長選をめぐる政党間の政略が絡んだ政治的な考慮も影響を与えたようだ。

・連邦政府は、かなりの資金を復興のために拠出したが、これは、9・11テロを、ローカルな問題ではなく、合衆国全体の脅威と受け止めたからである。また、具体的な計画策定の段階では連邦政府は関与せず、州の裁量範囲はかなり広がった。

・日本では考えられないことだが、連邦政府の拠出は復興のための資金のほかに、犠牲者一人当たり平均1億円の個人補償をその遺族に対して行っている。連邦政府がこうした措置をとった理由は、そうしないとテロに巻き込まれた航空会社が遺族から訴えられ、倒産の危機に瀕する可能性があったためである。

・日本と米国とでは、復興のために投入された資金の巨大さは共通であるが、中央政府からの資金に用途の限定が付されていた程度が大きく異なる。縛りの強かった日本

では、資金が迅速に投入されたがフレキシブルさに欠けていた。一方米国では、縛りが弱かったために、迅速さが犠牲になった部分もあるが、使途について議論する余地が生じ、創造的な復興計画の策定に資した側面もある。

- ・神戸の復興は、ニューヨークに比して素早かったとの印象を、全体として受けるが、それには、被災直前に都市再開発計画が準備されていた、という事情も作用している。
- ・政策決定過程の在り方に関し、素早い決定スタイルか審議を尽くす決定スタイルか、という軸と、透明性・公開性と秘密性・閉鎖性という軸は、必ずしも同次元で重なるものではなく、決定のスピードと透明性がトレードオフの関係にあるとは言い切れない。

第2節 通信の情報セキュリティと首都機能

第3回の研究会では、本研究会・研究委員の高橋文昭・総務省情報通信政策局情報セキュリティ対策室長にご講演いただき、その内容をもとにディスカッションが行われた。

わが国でも、行政システムを含めて国家・社会の様々な位相で情報化が進行している。これは、本研究が対象とする危機管理機能の分野においても同様である。したがって、危機管理機能をいかにバックアップするか、という問題と、情報通信機能の確保とは近年、一層密接に関連するようになってきている。

高橋室長は、通信分野での情報の安全性確保のための実務に携わってこられた情報セキュリティの専門家であり、今回はそうした専門的な知見を背景に、わが国（特に総務省）における通信の情報セキュリティへの取り組みの現況と、通信の確保が首都機能の維持という課題に対して果たす役割について論じていただいた。また、ディスカッションにおいては、行政学・政治学・防衛学・経済学・防災学等、多様な視点からの質疑がなされ、活発な議論が展開された。

具体的な論点は、以下の通り。

1. プレゼンテーション

；「通信の情報セキュリティと首都機能」

・情報セキュリティとは何か、は論者により力点が異なるが、情報の可用性（権限を持つ主体が必要な時に情報を利用できること）、情報の機密性（権限を有しない主体が、当該情報を取得・利用できないこと）、及び情報の完全性（有権限者が利用する際に、必要な情報が欠落なく、すべて揃うこと）の三点が共通了解として挙げられる。

（わが国における通信の情報セキュリティへの取り組み）

・情報セキュリティに関わる分野は多岐に亘るが、日本ではIT戦略本部が中心となっている。基本戦略は、各専門委員会での議論を踏まえて情報セキュリティ政策会議が策定し、関係省庁において具体的施策が実施される。

・2006年に策定された第1次情報セキュリティ基本計画においては、官民の各主体が適切な役割分担を果たす「新しい官民連携モデル」の構築が目指されている。

・総務省においては、情報のやりとり＝通信の可用性・完全性・機密性をより確実なものとするため、以下の5点の施策により、安全・安心な通信ネットワーク基盤の構築を進めている。

①電気通信事業者における対策実施の促進（対策の基準、対策実施の支援施策、等）

②情報セキュリティ技術の研究開発の推進

③利用者における対策実施の促進（啓発活動、ガイドライン、等）

④人材育成の推進（専門家の育成、教職員の講習、等）

⑤法整備（国際条約加盟をも視野に入れた国内法の整備）

（危機管理機能を中心とする首都機能のバックアップ、という観点から通信の情報セキュリティについて考える際の、高橋室長の問題関心）

- ・通信の確保が中心的課題となるが、通信は相手があってはじめて成立するもの。したがって、何と何、どことどの通信を確保することが首都機能上必要なのか、を踏まえた対策が必要。それは、当該通信でやりとりされる情報の内容にも依存する問題（「重要通信」とはどういったものか）。

- ・回線設備の堅牢化やバックアップ設備の充実などが必要だが、問題はどこの設備を対象とするか。この場合、通信設備が群を抜いて集中している首都と、それ以外で回線設備が集中している地点（各地域のネットワークのハブ）を重点的に扱うのが現実的であろう。

- ・首都の通信設備がダウンした場合には、他地域での代替が必要だが、通信設備の容量等の問題があり、分散代替といった方法も検討すべき。これは、予備も含めて何らかの回線設備が使えることが前提となる。その前提が万一崩れた場合には、危機管理機能を含む首都機能を別の地域で代替することも考慮する必要がある。

- ・ただし、情報通信分野での災害対策は進んでおり、その前提が崩れた時には、通信以外の諸機能も大きなダメージを受け、首都機能の物理的な移転を余儀なくされている可能性が高い。

2. ディスカッション

報告に続く質疑応答と議論における主な論点は以下の通り。

- ・通信を含む首都機能が大きなダメージを受けると考えられる事態の代表は、①直下型地震、②バイオテロ、③核攻撃。国家の中核機能のうち、行政、国会、金融決済の各機能の防御が第一だが、それらには通信遮断への耐久性（どれくらいの時間の遮断に耐えられるか）は各位相、各部局ごとに異なるので、バックアップする部分の優先順位を明確にしておく必要がある。それは、「重要通信」の内実をつめる作業でもある。

- ・どの程度の災害やテロで、どのような被害や障害が生じるか、の検討は、対策を立案する上でも肝要。その際、生命に関わる被害や障害への対策を優先すべきである。

- ・官と民の自発的な連携が可能であればよいが、現実には困難であろう。そこで、伝染病の例に倣って、「公衆衛生」概念を援用して法的な根拠を、連携のための施策に与えられないか。

- ・中央政府は当然重要だが、各地域の住民との接点は地方自治体が担っている。その地方自治体間でのインフラ整備や危機管理対策の格差は非常に大きく、問題がある。また、そうしたハード面のみならず、運用面でも専門的な知識・技能をもった人員を各所に配置できていないことも問題である。

- ・情報セキュリティも、数多くある行政施策上の諸課題のひとつ。現実には動員できるリソースが有限である以上、他の案件と比べて優先することが認められるような根拠の提示、優先の程度、さらには情報セキュリティ施策の中でも何を優先すべきか、といった議論が不可欠である（何を選び、何を犠牲にするか、の専門家による判断と、国民による承認が必要）。

■おわりに

現在日本は、二つのまったく異なるリスクを抱えている。一つは社会の少子高齢化であり、もう一つが首都の直下型地震に代表される危機に際しての中枢の麻痺である。前者が、きわめて長期間にわたる社会の潮流が生み出す諸問題であるのに対して、後者は短期間の集中的な被害と影響である。前者が徐々に進行する慢性の症状であるが、後者は交通事故のごとく突然に破壊的な害をもたらす。日本社会と政治行政がこれらにどのように対応するか、は世界中が注視しているといってもよい。本研究は、この二大リスクのうちの一つに何らかの答えを出そうとする試みである。

危機管理ということばには、すでに矛盾がある。危機は管理しえないからこそ危機であるという見方もできる。「危機管理行政」という表現も同様である。阪神・淡路大震災で明らかになったように、行政による事前の想定とシナリオの設定は、想定外の地震による被害によって十全の機能を果たすことができなかった。想定のあるあり方の間違いという技術的な問題のみにこれを帰することはできない。人間の知恵と知識には限界があり、将来を見通してその備えをすとしても、それに完璧を期待することは不可能であると考えてよい。

しかしながら、そのことは備えを不要にすることを意味しない。備えは周到で、綿密で、しかも謙虚な努力の集積でなければならない。

もう一つ考慮に入れておかねばならないのは、日本における首都および首都圏における過度の一極集中である。およそ連邦制をとらない単一主権国家においては、政治、経済、文化、司法、報道その他の重要な機能は首都に集中する傾向がある。フランスのパリ、イギリスのロンドンなどがその例であり連邦制ゆえにその傾向からはずれているのがアメリカ合衆国のワシントンDCやスイスのベルンなどである。東京は、関東平野というわが国最大の平地に展開されたこともあって、23区から都内、千葉、埼玉、神奈川へと展開し、その結果世界巨大級の産業・都市圏を形成し、日本経済の牽引役をはたしてきた。しかしながら、その一極的、複合的な集中には功罪両面がある。最大の問題点はいうまでもなく、日本における首都の一時的な麻痺が与える影響が、おそらく世界でも最も深刻なものとなるということである。

首都機能のバックアップは多様な側面を持ち、我々はそれを可能な限り網羅していくつもりである。また、危機におけるバックアップは、とくに政治的な側面では憲法的な意義も含めて慎重を要することであり、バックアップ機能の立ち上げ、運営とともに、その終結についても配慮をしなければならない。ようするに、非常事態におけるバックアップを議論することは、すなわち平常時の行政システム、社会システムを理解しなければならないのである。

こうした作業の困難は十分に理解したうえで、本研究はスタートした。幸いなことに、内外、中央地方の多数の有識者の方々が本研究の趣旨に賛同して下さり、積

極的なご協力をいただいている。こうした各方面から寄せられた知見を踏まえ、具体的な提言としてまとめることが我々の目的であり、今後もそのために最大限の努力を払う所存である。

京都大学公共政策大学院教授
安全安心社会研究所上級研究員
秋月 謙吾